



令和7年度 私立中学校等授業料軽減助成金



◆Q&A よくお問合せをいただくご質問 ～お問合せの前にご確認ください～

(1) 申請について

- Q1 昨年度に申請をした場合、今年度の申請は必要か？
A1 必要です。必ず学年(年度)ごとに申請してください。
申請は年度に1回のみで、在学中の助成回数は正規の修業年限の範囲内となります。
なお、学年をさかのぼっての申請はできませんのでご注意ください。
- Q2 親子とも都内在住だが、都外の学校に通っている。対象になるか？
A2 保護者、生徒共に令和7年5月1日以降、申請時まで引き続き都内に住所を有していれば、対象となります。
- Q3 中学生で学校指定の寮(都外)に住んでいるが、助成の対象になるか？
A3 進学のため生徒が都内から都外へ移り住んだ場合、その他支給要件を満たせば助成の対象となります。
詳しくは申請手続きのお知らせの際にご案内します。
- Q4 学校に近い、都外の祖父母宅から通学している。対象となるか？
A4 進学のため生徒が都内から都外へ移り住んだ場合、その他支給要件を満たせば助成の対象となります。
詳しくは申請手続きのお知らせの際にご案内します。
- Q5 住民票を都内に移したのが、令和7年6月10日。申請できるか？
A5 申請できません。保護者(申請者)と生徒が令和7年5月1日から申請時まで引き続き東京都内に住所を有していることが必要です。
- Q6 都外に転居の予定があるが、申請できるか？
A6 令和7年5月1日から申請時まで引き続き都内に住所を有していれば対象となります。
郵送により連絡する場合がありますので、申請後に転居される場合は、必ず郵便局に転送届を提出してください。
- Q7 母と子は東京都在住。父は都外在住。母が世帯主で子供を扶養している。申請できるか？
A7 都内在住の母を申請者として申請できます。住民票は世帯全員が記載されているものを提出してください。
- Q8 申請したことは学校に伝わるか？
A8 申請確認後、生徒の在学状況、授業料額、授業料減免額、授業料の納付状況等を在学する学校に確認させていただくこととなりますので、学校には申請されたことは伝わります。
- Q9 住民票に必要な記載事項は何か？
A9 住民票の要件は以下のとおりです。
・世帯全員のもの(申請者と生徒が同一世帯でない場合はそれぞれ必要です)
・**続柄の記載があるもの**
・個人番号(マイナンバー)の記載のないもの
・令和7年5月1日時点で都内に住所を有していることが確認ができるもの
・申請日前3カ月以内の発行のもの

(2) 申請者(保護者)について

Q10 世帯主が申請者となるのか？父母のうち収入の高い方が申請者となるのか？

A10 世帯主であるかや、主たる生計維持者(収入の高い方)であるかに関わらず、都内に住所を有する親権者は申請できます。

Q11 保護者が海外に赴任しているが、申請できるか？

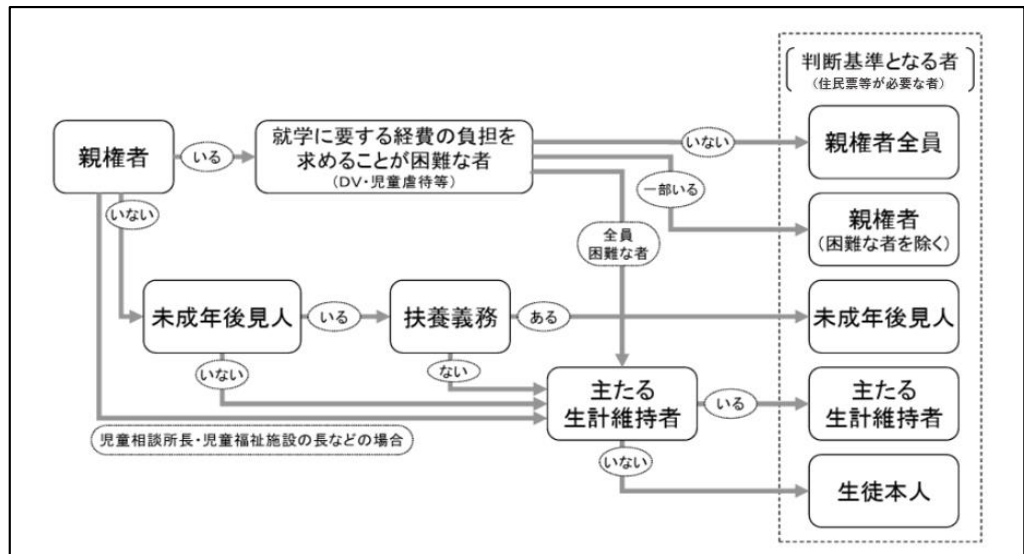
A11 保護者(親権者等)の一方が都内に住所を有していれば申請できます。

個別の事情により申請の可否や必要書類が異なりますので、詳しくは、下記の「問合せ先」へご相談ください。

Q12 保護者である両親が死亡し、祖父が新たな保護者となった。祖母にも収入がある場合、申請者は誰になるのか？

A12 新たに保護者となった祖父が申請者となります。

参考：申請者判断基準



Q13 年収いくらまでなら助成を受けられるか？

A13 令和6年度より所得制限が撤廃されたため、その他支給要件を満たせば、10万円の範囲内で実際に保護者の方が負担する授業料額が助成されます。

Q14 父が都外に単身赴任しているが、父の住民票の提出も必要か？

A14 都内在住の母を申請者として申請する場合、父の住民票の提出は不要です。

(3) 振込先口座について

Q15 配偶者や生徒名義の口座に振り込んでほしい。

A15 振り込みできません。振込先口座は、必ず**申請者名義(個人)**の口座をご指定ください。

Q16 ゆうちょ銀行の店名・口座番号は？

A16 ゆうちょ銀行の窓口に通帳を提示すると、振込用の店名・口座番号が印字されます。通帳に最初から記載されている「記号」・「番号」ではありません。

※ゆうちょ銀行のホームページ(下記URL)から、調べることができます。

<https://www.jp-bank.japanpost.jp/>

(4) 事業全般について

Q17 無償化ではないのか？

A17 無償化ではなく、10万円の範囲内で実際に保護者の方が負担する授業料額を上限に助成されます。

Q18 子2人が、私立中学に通学している。1人に対して10万円支給されるのか？それとも、2人で10万円なのか？

A18 支給要件を満たす場合は、それぞれの授業料(年額)に対して、1人あたり10万円を上限に支給します。
なお、子2人それぞれについて申請が必要となりますのでご注意ください。

Q19 学校の授業料減免制度と併用できるか？

A19 併用できます。また、他の奨学金等の貸付けを受けていても対象となります。ただし、助成額は10万円の範囲内で実際に保護者の方が負担する授業料額が上限となります。

Q20 学校の特待生制度で授業料が全額免除になっている。施設費・実習費は納付しているが、助成を受けられるか？

A20 受けられません。助成の対象となるのは、授業料のみです。

Q21 インターナショナルスクールや外国人学校は申請の対象となるか？

A21 インターナショナルスクールや外国人学校は「各種学校」に分類されるため、対象外となります。
本助成金の対象となる学校及び課程は以下のとおりです。

○私立中学校

○私立特別支援学校(中学部)

○私立義務教育学校(後期課程)

○私立中等教育学校(前期課程)

在籍されている学校がいずれの学校(課程)がわからない場合は、学校へお問合せされるか、
下記問合せ先に連絡してください。

Q22 助成金は、いつ頃交付されるのか？

A22 12月下旬に、申請者へ結果の通知及び助成金の振込を予定しています。

※申請内容に不備があり、期限内に不備が解消されない場合は、振込の時期が遅延する場合があります。

☎ 問合せ先 ☎

※申請受付期間中など、時間帯によっては、電話がつながりにくい場合があります。
何卒、ご理解ご了承のほどお願い申し上げます。

東京都私学就学支援金センター 中学校助成金担当

[直通] 03-5206-7808

土日・祝日・年末年始を除く 9:15~17:00

https://www.shigaku-tokyo.or.jp/pa_jugyoryo_chugaku.html

